平成２９年（フ）第１６０６号
横浜市都筑区川和町650―322、住民票上の住所横浜市都筑区仲町台１丁目20番26―407号
債務者　中澤　一広
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１０号
横浜市金沢区西柴２丁目29番15号　斉市荘103
債務者　鈴木　　聡
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１３号
横浜市鶴見区上末吉２丁目17番14号　スターホームズ301
債務者　鈴木　守郎
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１９号
横浜市鶴見区東寺尾中台20番39号　パインテラス301
債務者　宮田　剛如
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６２６号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目13番地43
債務者　半田　哲也
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７号
栃木県宇都宮市山本２丁目35番５号
債務者　兵頭　正美（旧姓永金）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４１９号
神奈川県綾瀬市深谷上５丁目10番18号　与蔵山ハイツ202
債務者　黒澤　　修
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３５号
横浜市港北区鳥山町10番地１　グッドベルデ横浜205
債務者　眞田　武見
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４２号
横浜市緑区十日市場町874番地８　パークサイドハイツ108号
債務者　赤木　一寛
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４７号
横浜市緑区白山４丁目45番７号　M’ｓｆｌａｔ201号
債務者　荒木　玲奈（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５９２号
横浜市戸塚区深谷町130番地　ハイツパイン103号
債務者　新井　ゆい
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２５号
東京都東村山市久米川町２丁目29番地４クレール・はけの原302
債務者　小黒美登里
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

免責許可決定

平成２９年（フ）第７号
北海道虻田郡倶知安町北６条東１丁目２番地
破産者　藤本　智子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第２号
北海道檜山郡上ノ国町字大留212番地15
破産者　丸山　雅也
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所江差支部

平成２９年（フ）第１４５号
盛岡市東松園１丁目29番５―102号
破産者　堀切　徳志
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５０号
山形市桧町３丁目２番９―313号　県営きたまち団地　３号棟
破産者　渡辺　祐馬
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
山形県鶴岡市川尻字町上19番地３
破産者　阿部　孝司
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部